旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業（変更前　第一種旅行業）

(二)　登録番号　愛知県知事登録旅行業第二一一三五九号（変更前　観光庁長官登録旅行業第一一一五〇号）

(三)　商号　ユニオン航空サービス株式会社

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　ユニオン航空サービス株式会社　愛知県豊橋市大橋通三丁目九一番地の一　代表取締役　井本　昌

(五)　主たる営業所の所在地　愛知県豊橋市大橋通三丁目九一番地の一

(六)　旅行業の登録年月日　平成五年一月十四日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十七年三月二十五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引によって生じた債権で当協会の保証社員であった期間におけるものについて、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年４月 13 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①京北観光有限会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－678号　④京北観光有限会社　埼玉県草加市青柳６丁目３番11号　代表取締役　黒津直明　⑤本社営業所　埼玉県草加市青柳６丁目３番11号　⑥平成７年３月７日　⑧平成27年３月10日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県草加市青柳６丁目３番11号　京北観光有限会社　代表取締役　黒津直明

Ｂ　①飯能観光ツアーズ　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1058号　④株式会社飯能観光バス　埼玉県飯能市栄町１番地17　代表取締役　市川章弘　⑤本社営業所　埼玉県飯能市栄町１番地17　⑥平成21年９月29日　⑧平成27年３月２日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県飯能市栄町１番地17　株式会社飯能観光バス　代表取締役　市川章弘

Ｂ　①株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5728号　④株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ　東京都千代田区大手町１－６－１　代表取締役社長　河野雅明　⑤集中予約センター　東京都千代田区大手町２－６－２　⑥平成18年３月30日　⑧平成27年３月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区大手町１－６－１　株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ　代表取締役社長　河野雅明

Ｂ　①有限会社マイスターツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4708号　④有限会社マイスターツアーズ　東京都港区南青山２－７－５南青山コンド304　取締役　出川知康　⑤本社営業所　東京都港区南青山２－７－５－304　⑥平成11年11月９日　⑧平成26年11月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫有限会社マイスターツアーズ　東京都港区南青山２－７－５南青山コンド304　取締役　出川知康

Ｂ　①ツーリズム・フロンティア　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2361号　④山田勅之　⑤ツーリズム・フロンティア　大阪市東淀川区東淡路１－５－４－1118　⑥平成18年１月10日　⑧平成27年３月10日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市東淀川区東淡路１－５－４－1118　山田勅之

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年４月 13 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。